

令和6年度第1回社会福祉審議会児童福祉専門分科会（令和6年4月4日（木））

報告事項：「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」の
制定について

こども福祉課：（報告事項の説明）

堺 委 員：今、県で作っている自立支援計画を修正する必要があるということか。

こども福祉課：自立支援計画を策定する際には入所者の意見を確認するということになる。修正するというより、今までしていたことがより明確に義務付けられたということ。

堺 委 員：過去に話し合いを重ね自立支援計画の様式を作成した。こどもの意向を記入する欄はあるが、より明確にこどもの意向を盛り込むということか。

こども福祉課：今もこどもの意向はできるだけ確認しているが、それをこの設備基準の条例の中で明確に義務付けるということ。

堺 委 員：里親支援センターは予算の問題もあると思うが、構想的にはどのくらいの設置を考えているのか。

こども福祉課：現在、フォスタリング機関を県内4地域に設置している。里親支援センターも、同程度で検討している。里親支援センターの支援対象はファミリーホームに委託しているこども等も含まれるため、今年度はフォスタリング機関にも支援対象として委託している。

安 部 会 長：例えば、各児童相談所管内に一箇所ずつ設置する構想を考えているのか。

こども福祉課：今のフォスタリング機関は4地域なので、今のフォスタリング機関をベースとして検討したいと思っている。

安 部 会 長：今のフォスタリング機関と里親支援センターは何が違うのか。

こども福祉課：基本的な内容は大きく変わらないが、包括的に支援するということになる。今は里親に関すること全てを実施するということにはなっていない。今後は、里親のリクルートから育成、マッチング、委託した後のフォロー等、包括的に里親支援センターが支援できるようにする。さらには、ファミリーホーム等も支援の対象となる。令和2年度から段階的にフォスタリング機関の支援内容を広げているところで、今後はすべてを網羅することが要件となっている。

また、運営に必要な職員の配置や、相談を受けられるスペースの確保等も新たに規定されたもの。

安 部 会 長：その他、各委員から質問等はないか。

各 委 員：ない。